

徳島県内
第13号

三笠電機株式会社を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第13号として、三笠電機株式会社を平成24年6月20日付けで認定しました。



平成24年7月11日の認定通知書交付式において、西井局長から認定通知書の交付を受ける三笠電機株式会社の三笠総務部長（右）



認定マーク「くるみん」

三笠電機株式会社の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年6月1日～平成24年5月31日（2年間）

2 行動計画の目標

- ① 個々の希望に柔軟に対応するために、相談窓口を総務部におく
- ② 計画期間内に男性従業員は育児休業もしくは看護休暇を一人以上取得、女性従業員は育児休業の取得率を70%以上とする
- ③ 育児休業が終了し職場復帰する従業員に対し、職場復帰を円滑にするための情報提供等を行い支援する
- ④ 週に一度のノー残業デーの周知を徹底する

3 取組結果

- ① 平成22年6月に両立支援に関する相談窓口を総務部に設置した
- ② 男性従業員1名が育児休業を取得、女性の育児休業取得率100%
- ③ 育児休業中の月1回の会社来訪の際に、毎月の会議の議事録を休業中の従業員に交付することで会社の情報提供を行い、職場復帰しやすい環境を作った
- ④ 平成22年6月から、週に一度のノー残業デーについて社内にポスターを掲示し周知することとした